

# IFRS 導入プロジェクト の編成と進め方

## 根本秀人

あずさ監査法人／KPMG  
IFRS本部パートナー 公認会計士

### はじめに

平成二十二年六月三〇日付で金融庁企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下、「日本版ロードマップ」という)が公表された。二〇一五年もしくは二〇一六年からの国際会計基準(以下、IFRS)の適用を強制し、一定の条件を満たす企業には、二〇一〇年三月期からの早期適用を認める方針となっている。一方、個別財務諸表の取扱い、今後のIFRS基準の翻訳体制など、未だ、検討途中の課題も多く存在しているため、IFRS導入作業は、適宜、見直しや修正を行

いながら進めることが予想される。

連結グループ全体の会計方針の統一、業務プロセスならびにシステムの変更、関連業務部門への影響評価と変更対応など、IFRS導入に際して実施すべき項目は多く、また、関係者も広範囲にわたるため、これらの作業を整然と実行するためには、適切なプロジェクト計画の立案と運営が不可欠である。IFRS導入プロジェクトの編成における留意点が多いが、本稿では、移行日前後に実施または検討することが必要な項目を紹介する。なお、文中意見に相当する部分は筆者私見であることを、あらかじめお断りしておく。

### 移行日前後に集中する重要な作業

IFRSでは、二期間分の包括利益計算書、キャッシュフロー計算書、持分変動計算書と、三期間の財政状態計算書の開示が要求される(図参照)。仮に、二〇一五年三月期を初年度報告とする場合、二〇一五年三月三十一日が「報告日」、二〇一三年四月一日が「移行日」となる。

IFRSプロジェクトの編成または導入のアプローチを作成するにあたっては、移行日(報告日よりも二年前)前後に、重要な作業が集中することと注意が必要である。具体的には、①移行日  
②会計監査人との調整  
③将来適用される基準への対応

#### ① 移行日剰余金への影響額の見積り

会計方針の選択およびその実務対応方法に関する最終的な意思決定を行うためには、その変更が剰余金に及ぼす影響額を事前に把握しておくことが必要となる。特に、連結対象会社が広範囲に及ぶ場合、この影響額の把握には相応の手間と時間が必要となることが予想されるため、重要な会計方針の変更とこれに伴う影響額の算定を行うための体制作りは、できる限り事前に(移行日前に)準備しておくことが望まれる。

#### ② 会計監査人との調整

IFRS導入時に採用する会計方針とその対応方法の決定のためには、事前に会計監査人との意見交換と調整を行うことが肝要である。すべての会計上の論点について即時に結論が出るとは限らず、また、その論点の内容が、本社と各子会社とで異なる場合もあるため、調整対象となりうる論点は何かを、あらかじめ把握しておくことは作業を円滑に進めるうえで重要なポイントとなる。また、会計監査人との調整を、移行日の前から段階的に実施することにより、移行日前後の作業負担を軽減することも期待できる。

#### ③ 将来適用される基準への対応

移行日のIFRSベースの開始財政状態計算書は、最初のIFRS財務諸表の報告日現在で有効な基準を適用しなければならない。このため、移行日時点では、未適用であつても初年度報告日まで適用される基準が存在することも想定さ

れる。将来の会計基準の変更に対して、連結グループ全体でどのように対応していくかを議論し、また、その影響に関する情報を連結対象会社全体から速やかに収集できる体制を整えていくことが必要である。

このような新たな基準への対応は、IFRSへの移行後も継続して発生することが予想されるため、連結グループ全体にわたる情報収集の精度とスピードを高める施策を講じることは、将来の連結決算体制においても重要なポイントとなる。

#### ④ 比較期間の業務

比較期間に相当する会計年度においては、従来の財務報告書開示を継続する一方で、IFRSベースの財務情報を作成・整理する必要がある。この比較期間のIFRS財務諸表を、いつ、どのような方法で作成するかについては、さまざまなアプローチが存在するため、各社選択が必要となる。

また、システム上のデータ移行をどのような手順でいつ実施するかについても、慎重に配慮することが必要である。たとえば、固定資産の管理対象を従来の税法対応区分から、より詳細な資産管理区分へと変更する場合、または、総勘定元帳データをIFRSベースに移行する場合など、比較期間の期末前後にデータ移行作業が必要となる可能性がある。

#### ⑤ 個別財務諸表の取扱い

日本版ロードマップでは、個別財務諸表の取扱

いについて、任意適用時には個別財務諸表へのIFRSの適用を行わない旨を明記しているが、強制適用時の取扱いについては、明言を避けている。金融商品取引法に基づく企業情報開示制度として、IFRS導入後も、個別財務諸表の開示と監査が必要とされるか否かについては、今後明らかにされる課題となるが、一方、会社法にもとづく開示や税法への対応の方法についても、現時点では明白な方針は明らかにされていない。

不確実な事項が多いとはいえ、異なる法制度に対応するための施策として、個々の会社単位の会計業務（およびシステム）において、複数の基準への対応方法を検討しておくことが必要であり、これらは移行日前後にはある程度確立している必要がある。対応方法とこれに伴い必要とされる関連システムの準備は、上記のデータ移行の問題とも関連するため、どのような方針でこれに臨むかは、プロジェクトの初期段階で明らかにする必要がある。

#### ■ おわりに

このように、移行日前後に決定すべき、または移行日までに完了すべき重要な課題が多く存在している。IFRS導入アプローチの設計においては、これらの課題を解決するために、移行日に向けて、どのような作業手順で臨むか、重要な意思決定ポイント（マイルストーン）は何か、を慎重に検討し、適切な手順を設計する必要がある。

強制適用までには五年程度と余裕があるように思えるが、移行日までは約三年半であり、時間

的な猶予はさほど長くないといえよう。また、IFRSの導入に合わせて連結グループシステムのデータ統合や業務管理手順のグループ内標準の確立を実施する場合には、作業手順やマイルストーンは、さらに複雑になる。各社の戦略にあわせて適切なプロジェクトアプローチを設計することと同時に、余裕をもった対応をお勧めしたい。紙面の都合上、すべての論点を網羅できていないが、各社のプロジェクト計画立案の一助となれば幸いである。

#### ● 報告日と移行日

【報告日】財務諸表または期中財務報告の対象となっている最終の報告期間の末日

【移行日】最初のIFRS財務諸表において、IFRSに基づく完全な比較情報を表示する最初の期間の期首

